

大幅な株式分割等に係る手数料の特例に関する対象拡充の見直しに伴う
「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」等の一部改正について

平成 17 年 9 月 22 日
(株)証券保管振替機構

1. 改正趣旨

大幅な株式分割等が行われた株券に関し、昨年対応を図った手数料の料率の特例(注1)については、当該措置後も大幅な株式分割等が活発に行われる情勢(注2)にあることから、参加者への影響に鑑み、特例対象を拡充する見直し(現行の保管等に係る手数料の料率体系たる株数(単位数)基準の下での特例株券の適用対象の拡大)を行うこととし、「株券等に関する手数料及びその料率」において別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」につき、また、預託自己株式の消却に係る事務スキームの実施に伴い、「株券等に関する手数料及びその料率」につき、所要の整備を行うこととする。

(注1) 株券の預託、振替、交付、保管及び名義書換の取次に係る手数料に関し、取扱株券のうち、平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更における当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(以下「分割等による調整率」という。)が100以上となる場合を特例株券とした上で、同16年4月1日以降、預託、振替、交付及び保管に係る各手数料の徴収料率に対し、特例的に、分割等による調整率について、100を上限として適用する措置。(なお、株券の預託手数料については、同16年10月1日以降、無料化。)

(注2) 取扱株券のうち、分割等による調整率が10以上100未満、100以上に該当する銘柄数は、それぞれ、530(うち10超100未満は158)、9(株式分割の基準日等が平成17年8月31日時点までのもの)。

2. 改正概要

(1) 特例株券の適用対象の拡大に係る改正

「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」に規定する「特例株券」の適用対象を拡大し、分割等による調整率につき、現行の「100以上」を「10以上」に改正(特例株券に係る振替、交付及び保管の徴収料率について現行の上限100を10に改正)する。また、併せて、所要の規定整備を行う。

(2) 預託自己株式の消却に係る事務スキームの実施に伴う手数料

預託自己株式の消却に係る事務スキームの実施に伴い、当該消却処理については、券面の受渡処理を伴わない交付請求により行うことなどから、特に交付手数料は課さないこととし、また、単元未満株式の買取請求に類似した側面を有することを踏まえ、当該消却に係る手数料を新設し、その徴収料率を1件あたり300円とする。

3. 施行日

改正規定は、上記2.(1)については平成17年10月1日から、同(2)については同年9月26日から、それぞれ施行する。

以 上

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券(以下「特例株券」という。)に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1.用語 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更(ただし、証券取引所に<u>上場</u>(日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(以下「<u>分割等による調整率</u>」という。)が<u>10</u>以上となる株券をいう。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</p> <p>(1)預託、交付手数料の各徴収料率 株券等に関する手数料及びその料率(以下「<u>手数料及びその料率</u>」という。)1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、<u>10</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(2)振替手数料の徴収料率 手数料及びその料率改正附則(平成17年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号(注)1.に定める料率に、<u>10</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(3)保管手数料の徴収料率 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、<u>10</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割が行われた場合の当該基準日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、<u>10</u>を分割等による調整率</p>	<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券(以下「特例株券」という。)に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1.用語 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更(ただし、証券取引所に<u>上場</u>又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(「<u>分割等による調整率</u>」という。以下同じ。)が<u>100</u>以上となる株券をいう。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</p> <p>(1)預託、交付手数料の各徴収料率 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、<u>100</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(2)振替手数料の徴収料率 手数料及びその料率改正附則(平成17年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号(注)1.に定める料率に、<u>100</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(3)保管手数料の徴収料率 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、<u>100</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割又は併合が行われた場合の当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に</p>

を変更する前の当該調整率で除して得た数（当該除して得た数が1を超えるときは、1）を乗じて得た額

4 .・ 5 . （略）

附 則

この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

定める料率に、100 を分割等による調整率を変更する前の当該調整率で除して得た数（当該除して得た数が1を超えるときは、1）を乗じて得た額

4 .・ 5 . （略）

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧			
<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>（1）株券</p>				<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>（1）株券</p>			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
（略）				（略）			
交付手数料	交付を受けた参加者（質権者を含む。）	交付に係る株数 ただし、株券等に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第 60 条の 3 の規定に基づく交付請求による交付に係る株数を除く。	1 株につき 0.006 円	交付手数料	交付を受けた参加者（質権者を含む。）	交付に係る株数	1 株につき 0.006 円
（略）				（略）			
（注）1. ～ 4. （略）				（注）1. ～ 4. （略）			
（2）～（5）（略）				（2）～（5）（略）			
別表第 1（振替件数基準による振替手数料） （1）株券				別表第 1（振替件数基準による振替手数料） （1）株券			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）、同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替におい	（略）		振替手数料	(1)株券等に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第 41 条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）、同規	（略）	

ては渡方DVP 参加者、同規則第53条の4 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求又は同規則第53条の5 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP 参加者

(2)・(3) (略)

(略)

(注) 1 .・ 2 . (略)

(2) ~ (5) (略)

平成 17 年 4 月 1 日改正附則 (略)

2 . 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
単元未満株式の買増請求の取次に係る手数料	(略)	
自己株式の消却に係る手数料	業務規程施行規則第60条の3に規定する自己株式消却通知書（兼交付請求書）に基づく交付請求を行った参加者	1件につき 300円
(略)		

(注) 1 . ~ 5 . (略)

則第52 条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求又は同規則第53条の5 第1 項若しくは第2 項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者

(2)・(3) (略)

(略)

(注) 1 .・ 2 . (略)

(2) ~ (5) (略)

平成 17 年 4 月 1 日改正附則 (略)

2 . 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
単元未満株式の買増請求の取次に係る手数料	(略)	
(新設)		
(略)		

(注) 1 . ~ 5 . (略)

附 則

この改正規則は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。